

# 株式会社 P K B ソリューション

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての従業員が能力を発揮しながら働き続けることができるよう、仕事と子育てを両立することができる職場環境に整備し、また定着させるために、以下の通り行動計画を実施します。

■計画期間：令和3年9月1日～令和5年8月31日

### ■目標と対策

目標①「女性育児休業取得率 100%を維持する。」

<対策>

●実施時期：毎年2回8月・3月

従業員へ定期的な情報周知

- ・妊娠中から産前、出産、産後、育児休業に入るまでの流れ
- ・産後、育児休業からの復職の流れ

●実施時期：2022年8月～2022年10月まで

育児休業法改正に伴い、就業規則を改定・周知する。

- ・今まで対象者がおらず取得実績のない男性の育児休業についても合わせて整備、周知を行う。

目標②「継続就業者に対しリフレッシュ休暇制度を新たに策定し、取得率 80%以上を目標とする」

※リフレッシュ休暇制度とは労働基準法で定められている有給休暇とは別の当社独自で付与している休暇制度（勤続年数による休暇の付与）

<対策>

●実施時期：毎年4月

対象の従業員の直属の上司は取得を促すことの義務化

- ・取得時期を早い段階からスケジュールを調整

～女性の活躍に関する情報公開～

労働者に占める女性労働者の割合 令和3年8月31日時点  
70%（正社員）  
100%（パート社員）